

**佐賀県規則第28号**

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年佐賀県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(身分証明書)</p> <p><b>第15条</b> 条例第15条第3項の証明書の様式は、<u>様式第12号のとおり</u>とする。</p> <p><b>様式第1号</b>（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p>注 1～5 略</p> <p style="text-align: center;">6 <u>記名押印に代えて、署名することができる。</u></p> <p><b>様式第2号</b>（第4条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ㊟</p> <p>略</p> <p>注 <u>記名押印に代えて、署名することができる。</u></p>	<p>(身分証明書)</p> <p><b>第15条</b> 条例第15条第3項の証明書は、<u>環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年3月16日環境省令第2号）の別記様式により作成するものとする。</u></p> <p><b>様式第1号</b>（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">略</div> <p>注 1～5 略</p> <p><b>様式第2号</b>（第4条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p> <p>注 <u>1 氏名欄は、本人が自署すること。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県知事 <span style="float: right;">印</span></p> <p>略</p>	<p><u>2 申請者が法人の場合にあつては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認することができる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りでない。</u></p>
<p>略</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県知事 <span style="float: right;">印</span></p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>様式第5号（第6条関係）</p> <p>略</p> <p>佐賀県知事</p> <p>略</p>
<p>注 略</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） <span style="float: right;">印</span></p> <p>略</p> <p>注 <u>記名押印に代えて、署名することができる。</u></p>	<p>注 略</p> <p>様式第6号（第7条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>様式第7号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） <span style="float: right;">印</span></p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>様式第7号（第9条関係）</p> <p>略</p> <p>氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）</p> <p>略</p>

改正前	改正後
略	略
注 <sub>1</sub> 略	注 略
2 記名押印に代えて、署名することができる。	
略	略
様式第8号（第10条関係）	様式第8号（第10条関係）
略	略
氏名	氏名
略	略
略	略
注 記名押印に代えて、署名することができる。	
略	略
様式第11号（第14条関係）	様式第11号（第14条関係）
略	略
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
略	略
略	略
注 記名押印に代えて、署名することができる。	
略	略

様式第12号を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。